

令和6年7月26日

各通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和6年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業の実施について（お知らせ）

県では、物価高騰の影響による負担を軽減し、安定的なサービス提供の継続を図るため、令和6年度介護報酬改定の施行時期が6月1日となった通所リハビリテーションを行っている介護サービス事業所を対象として、食材費及びLPガス使用に係る経費の価格高騰分の一部について支援するため、給付金を支給します。

1 対象となる介護サービス事業所

鹿児島県内に所在し、令和6年4月1日時点で指定を受けている通所リハビリテーションを行っている事業所であって、当該サービスを令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に行っていた事業所

2 支給金額

区分	給付対象サービス	給付の額	
		食材費	LPガス使用に係る経費
通所系サービス	通所リハビリテーション	(定額) 17,000円	(定額) 4,000円

※ 介護予防を除く。ただし、介護予防のみを実施している事業所については、給付の対象とします。

※ みなし指定の事業所を含みます。

3 受給の手続き

(1) LPガスを使用していない事業所（食材費の給付金のみ受給する場合）

申請手続きは不要です。

(2) LPガスを使用している事業所

① 令和5年度中にLPガス使用事業所である旨を申し出ている事業所（食材費及びLPガス使用に係る経費の給付金を受給する場合）で、令和6年4月1日時点でもLPガスの使用を継続している事業所については、申請手続きは不要です。

※ なお、令和5年度中にLPガス使用事業所等である旨を申し出ている事業所とは、令和5年度にLPガス使用に係る経費の給付金を受給した際に「申出書」及び「LPガスの使用を証する書類」を提出した事業所のことです。

② 令和5年度中にLPガス使用事業所である旨を申し出していない事業所（食材費及びLPガス使用に係る経費の給付金を受給する場合）は、申請手続きが必要です。

「申出書」（別記第1様式）及び「LPガスの使用を証する書類」（LPガス検針伝票の写し等、令和6年1月以降の1か月分のみで可）を令和6年8月9日（金）までに、以下の連絡先にFAXまたはメールにて提出してください。様式は下記のホームページに掲載してあります。

4 給付金支給までの流れ

1	このお知らせの発送	（現在、この段階）
2	事業所等からの申出書等の提出	令和6年8月9日（金）まで
3	支給決定通知の発送	令和6年8月下旬頃（予定）
4	給付金の支給	令和6年9月中旬～ 9月下旬頃（予定）

5 受給の辞退

給付金の受給の辞退を申し出ることができます。

今回、令和5年度にLPガス使用事業所である旨を申し出た事業所であって、令和6年4月1日時点でLPガスを使用していない事業所や給付金の受給を辞退される事業所は、令和6年8月9日（金）までに「受給辞退申出書」（別記第1様式）を以下の連絡先にFAXまたはメールにて提出ください。様式は下記のホームページに掲載してあります。

○ 物価高騰対策支援事業の詳細については、県ホームページで御確認ください。

【鹿児島県ホームページ】>健康・福祉>高齢者・介護保険>指定事業者全般

>令和6年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業について

【連絡先】

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課

介護保険室 物価高騰対策担当

TEL : 099-286-2687

FAX : 099-286-5554

E-mail : uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp